

各務原市物価高騰対応融資支援金交付要綱

(令和8年8月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けて岐阜県中小企業資金融資制度による融資又は株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う融資の実行を受けた中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の経営安定を図るため、予算の範囲内において各務原市物価高騰対応融資支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

(1) 令和8年4月1日以後に次のいずれかの融資の実行を受けていること。

ア 岐阜県中小企業資金融資制度による経済変動対策資金（中東情勢影響枠）の融資

イ 公庫による経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の融資

(2) 第4条の規定による交付の申請の日において、市内に本店、本社又は主たる事業所を有していること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。

(5) 国又は県その他の地方公共団体から、この支援金と同様の趣旨の補助、助成等を受けていないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、前条第1号の融資の実行金額を100万円で除して得た額に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。

2 前項に規定する支援金の額の上限は、前条第1号アの融資の実行を受けた場合にあっては20万円、同号イの融資の実行を受けた場合にあっては10万円とする。

3 前条第1号ア及びイの融資の実行をいずれも受けた場合にあっては、それぞれ前項に規定する上限の範囲内で支援金を交付するものとする。

4 支援金は、同一の者に対し第2項に規定する上限の範囲内で複数回の交付ができるものとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市物価高騰対応融資支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 融資に係る金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し

(2) 融資が実行されたことが確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の適否を決定し、各務原市物価高騰対応融資支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者の指定する金融機関の口座に速やかに支援金を振り込むものとする。

(交付の決定の取消し)

第6条 市長は、虚偽その他不正な行為により支援金の交付の決定を受けた者があるときは、その交付の決定を取り消すことができる。

(手続の統合及び省略)

第7条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。